

平成12年12月7日
長崎県警察本部訓令第30号
最終改正令和4年7月5日

長崎県警察交通管制の実施に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 交通管制センターの設置、業務等（第4条－第8条）
- 第3章 交通管制機器の管理（第9条－第11条）
- 第4章 交通管制計画の策定（第12条）
- 第5章 交通情報の収集義務等（第13条－第18条）
- 第6章 交通障害等発生時の措置（第19条－第21条）
- 第7章 交通情報の連絡通報（第22条・第23条）
- 第8章 交通情報の提供等（第24条・第25条）
- 第9章 雑則（第26条－第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、交通の安全と円滑を図るため、県内及び近県における道路交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、一元的な交通管制を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（準拠）

第2条 交通管制の実施については、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（用語の意義）

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通管制 道路交通に関する情報を一元的に収集把握し、交通状況の変化に即応した体系的な交通の管理を行うことをいう。
- (2) 交通障害 自然災害、交通事故その他の事由による道路の通行不能、通行の禁止及び通行の制限（道路使用を除く。）をいう。
- (3) 道路使用 道路における工事若しくは作業又は競技会等の開催に伴う道路の使用をいう。
- (4) 交通渋滞 車両の過度集中、道路工事、交通事故等の事由により、道路上における車両の交通が滞っている状態をいう。
- (5) 交通情報 道路における交通障害、道路使用及び交通渋滞に関する情報をいう。
- (6) 交通管制機器 交通管制を実施するための装置で、中央装置、端末装置及び付帯設備をいう。

第2章 交通管制センターの設置、業務等

(設置)

第4条 県内の交通管制を円滑に行うため、交通部交通規制課に長崎県警察本部交通管制センター（以下「本部管制センター」という。）を、佐世保警察署に長崎県警察佐世保都市交通管制センター（以下「佐世保管制センター」という。）を、諫早警察署に長崎県警察諫早交通管制サブセンター（以下「諫早管制センター」という。）を、大村警察署に長崎県警察大村交通管制ミニセンター（以下「大村管制センター」という。）をそれぞれ置く。

(運用責任者)

第5条 本部管制センター、佐世保管制センター、諫早管制センター及び大村管制センター（以下「交通管制センター」という。）の運用責任者は、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）とする。

(組織)

第6条 長崎県警察の組織に関する規則（平成14年長崎県公安委員会規則第4号）及び長崎県警察の組織の細目に関する訓令（平成13年長崎県警察本部訓令第3号）に基づき、本部管制センターに調査官（管制担当）（以下「調査官」という。）を置くほか、交通管制センターに所要の職員を置く。

(調査官の任務)

第7条 調査官は、第8条各号に掲げる業務を総括するとともに、交通管制センターに勤務する職員の指揮監督及び指導教養を行うものとする。

- 2 調査官は、現場の警察官に対し、交通管制に関する必要な指示を行うものとする。
- 3 調査官は、交通管制センターの業務の効率的な推進を図るため、地域部通信指令課通信指令官と緊密な連携を保たなければならない。

(業務)

第8条 交通管制センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 交通情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (2) 電子計算機システムによる交通信号機の集中制御に関すること。
- (3) 交通障害、道路使用及び交通渋滞（以下「交通障害等」という。）事案の処理に関すること。
- (4) 緊急時の交通管制、現場の警察官に対する交通規制等の指示に関すること。
- (5) 交通管制機器の操作に関すること。
- (6) 交通管制機器の設置及び維持管理に関すること。
- (7) その他交通管制に関すること。

第3章 交通管制機器の管理

(交通管制機器の保守管理)

第9条 交通管制機器の保守管理の責任者は、交通規制課長とする。

- 2 交通管制機器のうち端末装置の設置場所を管轄する警察署長（以下「設置場所警察署長」という。）は、端末装置の異状の有無の確認に努め、異状を認めるときは、直ちに交通規制課長に通報しなければならない。

(交通信号機の現示管理)

第10条 交通規制課長は、交通管制センターにおいて制御する交通信号機の現示を管理

するものとする。

- 2 設置場所警察署長は、特別の交通事情があり、前項の現示により難しい場合であって、手動操作又はせん光制御により運用しようとするときは、交通規制課長に通報しなければならない。

(交通情報収集提供装置の運用管理)

第11条 交通規制課長は、交通管制センターにおいて制御する交通情報を収集及び提供するための装置の運用管理を行うものとする。

第4章 交通管制計画の策定

(計画的な交通管制の実施)

第12条 警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）並びに交通規制課長は、迅速かつ的確な交通管制に資する措置を講じられるよう、次に掲げる事項を検討・実施しておかなければならない。

- (1) 交通障害等の発生が予想される場所の把握
- (2) 関係機関との連絡通報体制の整備
- (3) 交通障害等の発生に際し、交通規制を実施すべき道路の区間及びう回路対策
- (4) 広報用立看板、道路標識その他必要な資機材の整備
- (5) 警察官の配置運用計画の作成
- (6) その他必要な事項

第5章 交通情報の収集義務等

(交通情報の収集)

第13条 交通規制課長は、交通管制センター及び警察通信施設の機能を活用するほか、関係都道府県警察、道路管理者、気象関係機関、公益財団法人日本道路交通情報センター、報道機関等との連絡を密にし、広域的な交通情報の収集に努めなければならない。

- 2 交通部交通機動隊長（以下「交通機動隊長」という。）及び署長等は、警ら、交通指導取締り、交通事故処理、道路使用の許可等日常の事務処理を通じ、交通情報の収集に努めなければならない。

(交通情報の事前報告)

第14条 交通機動隊長及び署長等は、前条第2項の規定により収集した交通情報で、道路交通に影響を及ぼすことが予想されるものについては、事前に交通情報の種別、交通障害等の発生日時・場所、原因・内容、交通規制の実施状況内容、復旧又は解除の見通し等必要な事項を交通規制課長を経由して長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

(交通情報の即時報告)

第15条 交通機動隊長及び署長等は、第13条第2項の規定により収集した交通情報のうち第16条に規定するものについては、有線又は警察無線により交通規制課長を経由して本部長に即報しなければならない。この場合において、報告を要する事項については、前条の規定を準用する。

- 2 警察官は、勤務中に認知した交通情報のうち第16条に規定するものについては、混雑緩和又は危険防止のために必要な措置を講じ、その状況を所轄の署長等に即報しなければならない。

3 警察官は、緊急に措置を講ずる必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、本部管制センターに即報しなければならない。この場合において、本部管制センターは、その状況を所轄の署長等に通報するものとする。

4 地域部通信指令課の勤務員は、警察通報用電話（110番）で受理した交通情報で、緊急に措置を講ずる必要があると認めるものについては、直ちにその状況を本部管制センターに通報するものとする。

（即報の対象道路等）

第16条 交通情報の即報を行わなければならない道路（以下「対象道路」という。）は、県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び主要な市町道とする。

2 交通情報の即報基準は、対象道路において次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、交通渋滞が恒常化している道路については、通常の渋滞長以上に及ぶ場合を除き、報告を省略することができる。

(1) 交通障害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通障害が30分以上に及ぶと認められるとき。

(2) 交通渋滞が発生し、又は発生するおそれがあり、渋滞長がおおむね500メートルに及ぶと認められるとき。

（報告担当者）

第17条 第14条及び第15条第1項に規定する報告の担当者は、交通部交通機動隊及び交通部高速道路交通警察隊にあっては副隊長、警察署にあっては交通課長又は地域交通課長とする。ただし、土曜日、日曜日、休日及び勤務時間外においては、交通部交通機動隊にあっては宿日直責任者、交通部高速道路交通警察隊にあっては当番勤務員のうち上位の階級にある警察官、警察署にあっては警察署当番責任者とする。

（報告要領）

第18条 この章に規定する報告等（第15条第2項に規定するものを除く。）は、全て本部管制センターを通じて行うものとする。

第6章 交通障害等発生時の措置

（初動措置）

第19条 交通規制課長、交通機動隊長及び署長等は、交通障害等が発生し、著しく交通に支障を及ぼすことが予想されるときは、速やかに現場その他交通要点へ警察官を配置し、通行の禁止又は制限、う回誘導、現場広報等交通の安全と円滑を図るための必要な措置を講じなければならない。

2 交通規制課長及び署長等は、前項の場合において道路管理者による通行の禁止又は制限等の措置を講ずる必要があると認めるときは、その状況を当該道路の管理者に通報するものとする。

（交通管制の指示）

第20条 交通規制課長は、第14条及び第15条の規定により報告のあった交通情報のうち、緊急に措置を講ずる必要があると認めるときは、直接現場に配置された警察官に対して、手信号又は信号機の手動操作、う回誘導及び通行の禁止又は制限等必要な措置を講ずるよう指示することができる。

2 交通規制課長は、前項の指示をしたときは、事後速やかに当該警察官の所属長にその旨を通報しなければならない。

(広域交通管制の実施)

第21条 本部長は、第5章に規定する報告のうち、交通障害等が2以上の警察署の管轄区域に及ぶおそれがあり、かつ、交通の規制を広域的に行う必要があると認めるときは、警察署を指定して警察官の配置、車両の回誘導、交通規制等について必要な調整を行うものとする。

2 本部長は、前項の場合において必要があると認めるときは、交通規制課長、交通機動隊長及び署長等に対し要員の派遣、装備資機材の差出し等所要の指示を行う。

3 本部長は、道路における交通障害等が長時間にわたり、かつ、交通に著しい支障を及ぼすことが予想されるときは、警察庁、関係管区警察局及び関係各都道府県警察に対し回誘導、交通規制等の協力要請を行うものとする。

第7章 交通情報の連絡通報

(通報)

第22条 交通規制課長は、警備実施、雑踏警備、警衛警護等の実施に必要と認める交通情報を収集したときは、関係所属長に通報するものとする。

2 交通規制課長、交通機動隊長及び署長等は、収集した交通情報で、交通障害が広域化するおそれがあると認めるときは、その状況を関係所属長に通報するものとする。

(連絡協調)

第23条 交通規制課長及び警察本部の所属長は、相互に緊密な連携を図り、交通管制に関する情報を交換するものとする。

第8章 交通情報の提供等

(分析整理)

第24条 交通規制課長は、収集した交通情報を分析整理し、交通管理上の資料として、その有効な活用を図らなければならない。

(提供)

第25条 交通規制課長は、収集した交通情報を車両の運転者及び県民に提供するとともに、交通管制の実施について理解と協力が得られるよう努めなければならない。

第9章 雑則

(教養訓練)

第26条 交通規制課長、交通機動隊長及び署長等は、所属の職員に対し交通情報の収集、報告要領、現場措置の実施要領等について、随時教養訓練を実施し、その習熟に努めさせなければならない。

(安全の確保)

第27条 交通管制の実施に係る情報セキュリティについては、長崎県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成16年長崎県警察本部訓令第38号）等長崎県警察情報セキュリティポリシーに定めるところによることとし、情報の分類は、次表のとおりとする。

情報の分類	機密性	完全性	可用性
	1（低）	2（高）	2（高）

(補則)

第28条 この訓令に定めるもののほか、交通管制の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成12年12月7日から施行する。

附 則 (平成18年長崎県警察本部訓令第5号)

この訓令は、平成18年3月15日から施行する。

附 則 (平成21年長崎県警察本部訓令第20号)

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

附 則 (平成31年長崎県警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年長崎県警察本部訓令第28号)

この訓令は、令和4年1月9日から施行する。

附 則 (令和4年長崎県警察本部訓令第13号)

この訓令は、令和4年7月5日から施行する。